

保安林制度について

徳島県農林水産部森林整備課

保安林制度とは？

→水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、伐採や土地の形質変更などに一定の制限を加えることで、機能強化を図る制度。



保安林制度の歴史



- 飛鳥時代
→天武天皇が飛鳥川上流の森林伐採を禁止
- 江戸時代 留山・留木制度
→入山や伐採の禁止や制限を設けた。
- 森林法
→1897年（明治30年）公布の森林法に
「保安林」として始まる。

保安林制度について①

- ・森林の有する公益的機能に着目し、公共目的を達成するため特定の森林を保安林として大臣または知事が指定。
- ・公益的機能の維持・向上を図るため、必要最小限の伐採制限や土地形質変更の制限あり。

保安林制度について②

- 自ら所有する山は自分の好きにできるのではないか？
- 日本国憲法第29条
「財産権はこれを侵してはならない」
「財産権の内容は公共の福祉に適合する
やうに、法律でこれを定める」
→保安林制度は財産権を公共の福祉のため
に一定程度制限する性質を有する。

保安林制度の体系

指定

公益的機能の発揮が
特に必要な森林を大
臣又は知事が指定

解除

指定理由の消滅
公益上の理由

損失補償など

損失補償
税制上の優遇

保安林

保安林の管理

標識設置
台帳の調製・保管
所有者届(市町村長へ)

行為制限

指定施業要件の遵守
土地の形質の変更等
に係る規制

監督処分
罰則

徳島県の保安林

保安林は、水源のかん養、災害の防備など、その指定の目的により17種類ある。徳島県では、国有林と民有林を合わせて116,452ha森林面積の約37%が保安林に指定されている。



水源かん養保安林



土砂流出防備保安林



潮害防備保安林

●保安林面積の概況（単位：ha）

保安林種	民有林	国有林	計
水源かん養	81,338	17,978	99,316
土砂流出防備	14,651	376	15,027
土砂崩壊防備	180		180
飛砂防備	28		28
防風	16		16
水害防備	49		49
潮害防備	72		72
干害防備	230		230
魚つき	1,267		1,267
保健	234		234
風致	208		208
合計	98,273	18,354	116,627

令和2年3月末現在

※徳島県で指定されている保安林種を計上
※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります

保安林の伐採制限（その1）

保安林伐採許可（森林法第34条第1項）

保安林の機能が維持保全されるために、立木を伐採可能な面積等が制限されています（指定施業要件）。

1箇所当たり最大
20haまで

1箇所当たり
0.05haまで

1 皆伐をする場合

- ◆保安林で皆伐をする場合は許可が必要です。
- ◆伐採方法が択伐または禁伐とされている保安林では皆伐できません。

皆伐する場合の基準

- 一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています（毎年4回公表されます。）。
- 一ヵ所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防霧保安林では、20m幅以上の帯状の林帯を残さなければなりません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。



2 択伐(抜き伐り)をする場合

- ◆天然林の保安林で択伐をする場合は許可が、人工林の保安林で択伐をする場合は届出が必要です。
- ◆伐採方法が禁伐とされている保安林では択伐できません。

択伐する場合の基準

- 伐採後に植栽を行うことが義務づけられている場合、択伐率は40%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています（ただし、伐採後に標準伐期齢時点の蓄積の70%以上の森林蓄積が維持されること。）。
- 伐採後の植栽が義務づけられていない場合、択伐率は30%を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。

伐採後の植栽が義務
づけられている場合
択伐率の上限

40%

伐採後の植栽が義務
づけられていない場合
択伐率の上限

30%



※標準伐期齢：各市町村の市町村森林整備計画に定められています。

※伐採方法が皆伐をすることが可能とされている保安林で、上記の限度を超える択伐をする場合は、皆伐として取り扱われます。

保安林の伐採制限（その2）

「指定施業要件」 = 保安林としての働きを維持するために最低限守らなければならない森林の取扱い方法

間伐率の上限
35%

植栽義務がある場合

3

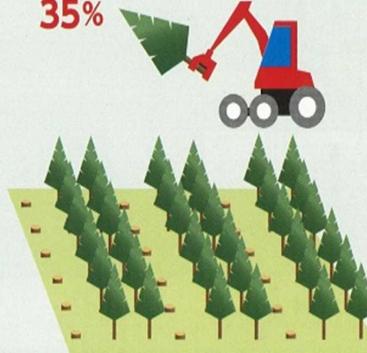
間伐をする場合

- ◆保安林で間伐をする場合は届出が必要です。
- ◆指定施業要件で間伐ができる旨の指定がされていない保安林では間伐できません。

間伐する場合の基準

- 間伐率は35%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、原則としておおむね5年後に樹冠疎密度が80%以上に回復することが確実でない間伐率にすることはできません。
- 樹冠疎密度が80%に達していない森林では間伐できません。

間伐率の上限
35%



4

伐採跡地への植栽

- ◆指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

伐採跡地への植栽の基準

- 満1年生以上の苗を、おおむね、成長量に応じて保安林ごとに定められている1ha当たりの本数以上、均等に植栽しなければなりません（的確な更新が認められる残存木の占有する区域を除いた面積によって算出します。）。
- 植栽本数は上記の本数に伐採率を乗じた本数です。
- 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種が指定されています（木材利用目的以外の樹種も指定されます。）。
- 伐採した翌年度の初日から起算して2年内に植栽しなくてはなりません。

保安林ごとに定められる1ha当たりの本数

保安林ごとに定められた樹種



※指定施業要件で皆伐をすることが可能とされている人工林で伐採を行なう場合は、申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽義務の猶予が認められる場合があります。

保安林の制限（作業許可1）

土地の形質変更等について

立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地形質の変更を行う場合は、許可が必要となる。

森林の施業・管理に必要な施設

- ・林道（車道幅員が4m以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。
- ・森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が林道に類するもの。

森林の保健機能の増進に資する施設

- ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設を設置する場合（県内ではほぼ事例なし。）。

森林の有する保安機能を維持代替する施設

- ・森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。
- ・保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。

ロープネットや
軽微な吹付工等

保安林の制限（作業許可2）

土地の形質変更等について

その他

- 前頁に規定する以外のものであって次に該当する場合。
 - ア 施設の幅が1m未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい柵等）
 - イ 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m
- **その他一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。**ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。
 - ア 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること
 - イ 変更行為の終了後には、植栽され確実に森林に復旧されるものであること
 - ウ 区域の面積が、0.2ha未満のものであること
 - エ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること
 - オ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満のこと

保安林の制限（解除）

太陽光発電は
保安林以外で

保安林の指定の解除（森林法第26条）

次の場合に指定解除手続が必要です

- 1 指定理由が消滅する場合(災害による森林の消失など)
- 2 道路の拡幅や新設、堤防の設置などの公共事業を実施する場合

→保安林を解除する場合は、その保安林以外の土地で事業を実施することが困難な理由等が必要です。保安林の転用については慎重に判断されます。



道路法面への転用



河川堤防への転用



ダム用地への転用

森林の番人の方へのお願い

このような情報を教えてください

①治山施設周辺の皆伐

→治山施設は、基本的に保安林内に設置されており、施設周辺は択伐のみ可の場合が多い。

②海沿いの魚つき保安林の皆伐

→海沿いに位置する魚つき保安林は、択伐のみ可の場合が多い。

③社寺有林の皆伐

→社寺有林は、禁伐若しくは択伐のみ可の場合がほとんど。

④標識の設置状況

→標識の設置状況や破損について

明らかに過度の伐採や、注意事項
の場所での皆伐を見つけた場合
は御連絡ください！

「森林の番人」からの報告事例



無許可で小屋設置
現地で撤去を指導



ほかにも...

- ・土砂投棄の早期発見
- ・山林崩壊の報告
- など

保安林の境界付近で開発
保安林まで開発を広げな
いように指導

皆様のおかげで早期に指導が出来ています。
これからも御協力をお願いいたします。

とくしま県版保安林について

とくしま県版保安林とは？

森林法に基づく保安林のほかに、奥地の水源地やダム上流域などで、保安林や県営林などと一体的に管理する必要がある地域を「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく「第一種森林管理重点地域（とくしま県版保安林）」に指定し、森林の公益的機能の高度発揮と公的管理を推進しています。

令和2年3月末現在、約350haを指定しています。県全体へ広がるよう、今後も指定を進めています。

保安林よりも緩やかな
制限

